

公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成19年4月～20年8月
- 2 調査対象機関：総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【勧告年月日及び勧告先】 平成20年8月8日 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【回答年月日】

総務省	平成21年2月6日
厚生労働省	平成21年2月13日
農林水産省	平成21年2月19日
経済産業省	平成21年2月6日
国土交通省	平成21年2月6日
環境省	平成21年2月5日

【調査の背景事情等】

- 公共事業の需要予測等については、次のような指摘あり
 - 事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとされている（平成16年度予算編成の基本方針）。
 - 過大な需要予測が行われているとの批判や需要予測の実施過程が不透明であるとの不信感が示されており、更なる手法の改善を図るとともに、情報公開により国民の信頼を得ることが重要である。
- この調査は、公共事業により整備する施設・設備等の規模・規格等を適時適切に決定するための重要な手段の一つである需要予測等に着目し、15種類の公共事業の需要予測等の実施状況について横断的に調査

(別紙)

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>公共事業の需要予測等を的確に実施するためには次の点が重要であり、公共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、今後、これらを踏まえて公共事業の需要予測等の精度の向上に取り組む必要がある。</p> <p>① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、</p> <p>i) 利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。</p> <p>ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</p> <p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</p> <p>③ 公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類別の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。</p> <p>④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について、国民に分かりやすい</p>	<p>(総務省)</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、需要予測等の実施者に需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にさせ、かつ利用可能な最新の数値等を使用させるため、総務省は過去に整備した施設・設備の利用実績を平成 21 年度中を目途に取りまとめるとともに、今後の申請に当たっては、この取りまとめ結果を活用して、必要な場合には適切な需要予測に基づくものとなるよう、需要予測等の実施者に対して具体的な推計方法や基礎的データを示すなど、需要予測等の精度の向上を図ることとする。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、各都道府県水道行政主管部(局)長及び独立行政法人水資源機構経営企画部長宛に、「水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等に係る精度の向上について」(平成 20 年 8 月 8 日 健水発第 0808001 号 厚生労働省健康局水道課長から各都道府県水道行政主管部(局)長あて)及び「水道水源開発施設整備費補助事業の需要予測等に係る精度の向上について」(平成 20 年 8 月 8 日 健水発第 0808002 号 厚生労働省健康局水道課長から独立行政法人水資源機構経営企画部長あて)により、公共事業の需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程の明確化、適時な需要予測等の見直し及びその結果の事業への反映、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析等が求められており、需要予測等の精度の向上を図るよう、通知するとともに、勧告内容については、通知の送付に併せてウェブサイトを紹介することにより、周知を図ったところであ</p>

形で公開することや必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

また、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、需要予測等に関する資料を事業完了後一定の期間保存することとするなど保存のルールを確立すること。

- ⑤ 地方公共団体に対する補助事業に係る公共事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、地方公共団体において上記①から④と同様の措置が講じられるよう、補助事業に係る採択・審査基準等にその旨明記するなど必要な措置を講ずること。

(説明)

1 公共事業の実施内容について、次の視点から調査

○ 公共事業の施設・設備等の規模・規格等を適正に計画・決定するための法令や補助要綱、マニュアル、ガイドライン(指針、設計基準)等における需要予測モデル等により、需要予測等が的確に実施されているか。

(注) 本調査において、「需要予測モデル等」とは、施設・設備等に係る将来の需要を推計するためのモデル式(需要予測モデル)のほか、需要予測等の実施手法や実施の考え方をいう。

- 需要予測モデル等は、適切かつ最新のものが使用されているか。
○ 需要予測等を実施する際に、適切かつ最新の数値が用いられているか。

(調査結果)

次のような例あり

- ア 需要予測等の際に想定したことが実際には実現していないもの
イ マニュアル等における手法、数値等によらず実施しているもの
ウ 適切でない数値等を使用して実施しているもの

る。

また、平成21年2月6日に開催した全国健康関係主管課長会議において、勧告の趣旨・内容及び当該通知について改めて周知したところであり、平成21年2月26日に開催する全国水道関係担当者会議においても同様に周知を図る予定である。

(農林水産省)

1 農林水産省は、所管する公共事業を実施する場合には、整備する施設・設備等の規模の計画・決定、変更等を行うため、①施設・設備等に係る各種整備計画、法令等に定められた基準等を適用し、又は、②主として受益地域又は受益者の申請・意向を踏まえ、法令・通知等に定められた基準等を根拠として、需要を推計している。

2 当省としては、社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、①需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等の明確化、②適時の需要予測等の見直し及びその結果の公共事業の規模・規格等への反映、③需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析、④関係資料の公開等を行ってきたところである。

3 今回の勧告を踏まえ、事業の推進に当たって、需要予測等の精度の向上等が図られるよう、本勧告の趣旨について関係局庁から地方農政局、森林管理局、地方公共団体等に対し、「公共事業の需要予測等に関する調査の結果(勧告)」(平成20年8月18日付け20地第176号により大臣官房地方課長から各農政局長あて)、「公共事業の需要予測等に

<p>エ 最新の数値が用いられていないもの</p> <p>2 需要予測等の見直し及び事業への反映状況について、次の視点から調査</p> <p>○ 一般に公共事業の実施は長期間を要する（各種手続、予算や用地確保等）ので、この間に、社会経済情勢の変化により施設・設備等の整備に関する背景事情等が変化したにもかかわらず、何らの対応を行わなかった場合に、計画した事業規模が実情と乖離や、事業の経費削減と期間短縮の機会を失うなどの弊害が生じるおそれあり。</p> <p>○ 適時に需要予測等の見直しが実施され、それが実施中の事業の規模・規格等（附帯施設の整備、利用促進計画の作成及び経営計画の策定を含む。）に反映されているか。</p> <p>（調査結果）</p> <p>次のような例あり</p> <p>ア 需要予測等の見直しの実施状況</p> <p>① 工業団地への企業の進出が見込みどおり実現されなかったもの</p> <p>② 最新の数値が用いられていないもの</p> <p>③ 需要予測値を下方修正したが、需要予測等の見直しを早期に実施していれば、より精緻な需要予測値を推計できたと考えられるもの</p> <p>イ 需要予測等の見直しの事業への反映状況</p> <p>需要予測等の見直し結果を踏まえ、施設・設備等の規模の縮小等を行ったもの（需要予測値〔見直し後〕に対する実績値の割合：50%未満）</p> <p>3 需要予測等の検証について、次の視点から調査</p>	<p>関する調査結果（勧告）について」（平成 20 年 9 月 25 日付け 20 林政令第 338 号により林野庁長官から各森林管理局長・独立行政法人森林総合研究所理事長あて）により通知するとともに、『平成 21 年度「漁港・漁場・漁村・海岸」関係予算概算要求説明会』（平成 20 年 9 月 30 日）において、周知徹底を行ったところである。</p> <p>4 今後の公共事業の推進に当たっては、需要予測等の際に利用可能な最新の数値等の使用に努めること等を通じて、より一層、需要予測等の精度の向上に取り組むとともに、その信頼性や透明性の向上を図ることとしている。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>勧告を踏まえ、平成 20 年 11 月から 12 月にかけて全国 6 か所で開催した工業用水道事業者会議において、勧告内容について工業用水道事業者に対し周知した。</p> <p>また、工業用水道事業費補助金の申請に際して行われている需要予測について、工業用水道事業費補助金交付要領（平成 21 年 2 月 6 日平成 21・01・30 財地第 2 号）中の採択基準に明確化した。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」（平成 21 年 2 月 5 日国官総第 625 号、国官技第 263 号 国土交通事務次官から本省各部局長、気象庁長官、海上保安庁長官、国土地理院長、</p>
--	---

<p>○ 需要予測値と実績値との間にかい離が生じている場合に原因分析が行われているか。</p> <p>(調査結果)</p> <p>次のような例あり</p> <p>○ 需要予測値に対する実績値の割合が50%未満のもので、原因分析は供用開始5年後に予定しているもの</p> <p>4 需要予測等の情報公開について、次の視点から調査</p> <p>○ 手法、数値等がインターネット等により分かりやすい形で公表されているか。</p> <p>○ 専門家等の第三者から意見を聴取するなどして客観的に検証されているか。</p> <p>○ かい離の原因分析を行うために、当初の需要予測等に使用した手法、数値等の資料が保存されているか。</p> <p>(調査結果)</p> <p>次のような例あり</p> <p>ア インターネットで手法、数値等の概要を分かりやすい形で公表していないもの</p> <p>イ 専門家等の第三者から意見聴取を行っていないもの</p> <p>ウ 資料を全く保存していないもの、一部保存していないもの</p>	<p>各地方整備局長、北海道開発局長、各地方航空局長、各航空交通管制部長、沖縄総合事務局長、各独立行政法人理事長、関係機関代表、各都道府県知事、各政令指定都市長あて)により「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(国官総第163号及び国官技第46号(平成20年7月1日付)) (以下、実施要領)のi)結論に至った経緯等を含む再評価結果、対応方針等の公表、ii)地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等を踏まえた再評価の実施、iii)施設の利用状況、社会経済情勢の変化等を踏まえた事後評価、iv)事後評価に基づく対応方針の決定理由、結論に至った経緯等の公表について(注1)再徹底するとともに、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存することにより、適切な事業評価に取り組むよう通知した。</p> <p>また、「国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について」(平成21年2月5日 国官総第626号、国官技第264号大臣官房技術調査課長及び大臣官房公共事業調査室長から本省各部局、気象庁、海上保安庁の担当課室長、各地方整備局、北海道開発局、各地方航空局、各航空交通管制部、沖縄総合事務局、各独立行政法人、関係機関等の担当部(局)長、各都道府県担当部(局)長、各政令指定都市担当部(局)長あて)により「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(国官総第164号及び国官技第47号(平成20年6月30日付)) (以下、技術指針)の社会経済情勢等の変化の影響を受ける条件設定やデータ等の見直しについて(注2)、再徹底することにより、適切な事業評価に取り組むよう依頼した。</p> <p>上記の措置の主旨について「実施要領」及び「技術指針」を20年度内を目処に改定する予定である。</p>
---	--

	<p>注 1</p> <p>「実施要領」における規定と総務省勧告所見の対照表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 248 1518 347">国土交通省所管公共事業の再評価実施要領における記載</th> <th data-bbox="1518 248 1906 347">総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 347 1518 1023"> <p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後長時間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業</p> <p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> </td> <td data-bbox="1518 347 1906 1023"> <p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、<u>公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1023 1518 1356"> <p>第4 再評価の実施および結果等の公表</p> <p>2 再評価結果、対応方針等の公表</p> <p>対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとす</p> </td> <td data-bbox="1518 1023 1906 1356"> <p>①</p> <p>ii) <u>需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</u></p> <p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領における記載	総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)	<p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後長時間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業</p> <p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p>	<p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、<u>公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p>	<p>第4 再評価の実施および結果等の公表</p> <p>2 再評価結果、対応方針等の公表</p> <p>対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとす</p>	<p>①</p> <p>ii) <u>需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</u></p> <p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼</u></p>
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領における記載	総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)						
<p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後長時間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業</p> <p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p>	<p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、<u>公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p>						
<p>第4 再評価の実施および結果等の公表</p> <p>2 再評価結果、対応方針等の公表</p> <p>対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとす</p>	<p>①</p> <p>ii) <u>需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</u></p> <p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼</u></p>						

	る。	性及び透明性を向上させるため、 <u>需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。</u>	
	<p>第5 再評価の手法</p> <p>3 再評価の視点</p> <p>再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。</p>	<p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失わずに需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、<u>公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p>	
	国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る	総務省勧告所見における記載（規定との対応は下線部分）	

	再評価実施要領における記載	
	<p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>1 事業採択後一定期間経過した時点で未着工の事業</p> <p>2 事業採択後長時間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>3 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p>	<p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず<u>に需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p>
	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表</p> <p>3 再評価結果、対応方針等の公表</p> <p>対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。</p>	<p>①</p> <p>ii) <u>需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</u></p> <p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国</u></p>

		<p>民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。</p>	
	<p>第5 再評価の手法</p> <p>3 再評価の視点</p> <p>再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。</p>	<p>② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せず需要予測等の見直しを実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、<u>公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。</u></p>	
	<p>国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領における記載</p>	<p>総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)</p>	
	<p>第4 事後評価の実施及び結果等の公表</p>	<p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、</u></p>	

	<p>2 対応方針等の公表</p> <p>対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに所管部局等に報告し、これらを公表する</p>	<p><u>需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。</u></p>	
	<p>第5 事後評価の手法</p> <p>3 事後評価の視点</p> <p>(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>①費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化</p> <p>④社会経済情勢の変化</p> <p>⑥改善措置の必要性</p> <p>⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p> <p>(2) 事後評価の実施主体は、事業の目的等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。</p>	<p>③ <u>公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類以上の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。</u></p>	

	<p>国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領における記載</p>	<p>総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)</p>
	<p>第4 事後評価の実施及び結果等の公表</p> <p>2 対応方針等の公表</p> <p>対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに所管部局等に報告し、これらを公表する</p>	<p>④ <u>公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。</u></p>
	<p>第5 事後評価の手法</p> <p>3 事後評価の視点</p> <p>(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</p> <p>④社会経済情勢の変化</p> <p>⑥改善措置の必要性</p> <p>⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</p>	<p>③ <u>公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類似の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。</u></p>

(2) 事後評価の実施主体は、事業の目的等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。

注2

「技術指針」における規定と総務省勧告所見の対照表

<p>公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）における記載</p>	<p>総務省勧告所見における記載</p>
<p>第2節 費用便益分析で算定する評価指標 費用便益分析の実施にあたっては、常に最新のデータを用いるように努める。また、費用便益分析の結果は社会経済情勢等の変化の影響を受けることから、これにより算定に係る条件設定やデータ等を見直す必要がある場合は、適宜、費用便益分析結果を見直す。</p>	<p>① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、 i) 利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。 ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠や算出過程等を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。</p>

(環境省)

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、環境省においては、市町村の行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、平成17年度より循環型社会形成推進交付金を創設し、これにより支援を行っている。

本交付金を活用した廃棄物処理施設整備事業は、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら実施されるものであるが、公共事業の実施に当たっては、厳しい財政状況の下、的確な需要予測等に基づいた事業の実施が重要である。このため、環境省においても、勧告の趣旨を踏まえ、『「公共事業の需要予測等に関する調査」の結果に基づく総務省勧告について』（平成20年8月20日 環廃対発第080820001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長から各都道府県廃棄物処理主管部（局）長あて）により、当該事業の実施に当たっては需要予測・施設の規模算定等について精度の向上等に取り組むよう通知したところであり、今後も関係会議等において十分な周知徹底を図っていきたいと考えている。